

産業用契約選択約款

令和8年9月1日実施

秋田県由利本荘市

目 次

1 . 目的	1
2 . 選択約款の変更	1
3 . 用語の定義	1
4 . 適用条件	1
5 . 契約の締結	2
6 . 使用量の算定	2
7 . 料金	2
8 . 単位料金の調整	2
9 . 需給契約の精算額	3
10 . 契約最大需要月使用量超過時の取り扱い	5
11 . 名義の変更	5
12 . 契約の変更または解消	5
13 . 契約の変更または解消に伴う契約最大使用料超過精算額	5
14 . 契約の解消に伴う契約中途解消精算額	6
15 . 本支管工事費の精算	6
16 . 緊急調整時の措置	6
17 . その他	6
附則	7

(別 表)

1 . 早収料金の算定方法	8
2 . 料金表	8

産業用契約選択約款

1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

本市は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約期間において使用者が引取らなければならない量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4か月間をいいます。
- (7) 「最大需要月使用量」とは、最大需要期における契約月別使用量のうち最も多いものをいいます。
- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。

(小数点以下切捨て)

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (10) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントとします。

4. 適用条件

使用者は、次のすべての条件を満たす場合には、本市に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

- (1) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
- (2) 契約年間使用量が契約最大時間流量の600倍（小数点以下切り捨て）以上であること。
- (3) 契約月平均使用量が2,500立方メートル以上であること。
- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が50パーセント以上であること。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要であること。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望する使用者は、この選択約款にもとづき本市と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を本市と締結していただきます。
- (2) 使用者は、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、本市に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、本市はその使用計画にもとづき使用者の過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして使用者との協議によって次の契約使用量を定めるものいたします。
 - ① 契約最大時間流量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月平均使用量
 - ⑥ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において本市と使用者の双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 本市は、使用者が本市と他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 契約最大時間流量は、原則としてガスメーターの能力と同一とします。ただし、使用者が希望する場合には、負荷計測機器を設置し、負荷計測器により算定した1時間あたりの最大使用量をもって契約最大使用量とします（負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費は使用者の負担とします。）。

7. 料 金

- (1) 本市は、料金の支払いが、支払義務発生の日翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだものをいいます。以下同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といいます。消費税等相当額を含んだものをいいます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。
- (2) 本市は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。
- (3) 使用者の都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は（2）にもとづく1か月あたりの基本料金全額とし、従量料金は（2）の従量料金に準じて算定いたします。

8. 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、（3）②の規定により算定した平均原料価格が（3）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたし

ます。この場合においては、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。
なお、調整単位料金の適用基準は、別表の１（４）のとおりといたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

調整単位料金（１立方メートル当たり）＝基準単位料金＋原料価格変動額／

５４，７００×４６．０４６５５×０．９２９×０．７×（１＋消費税率）

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

調整単位料金（１立方メートル当たり）＝基準単位料金－原料価格変動額／

５４，７００×４６．０４６５５×０．９２９×０．７×（１＋消費税率）

（備考）上記①及び②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨てます。

（２）（１）の数式における各項目の定義は、次のとおりといたします。

ア ５４，７００：１トン当たりの基準熱量（メガジュール）

イ ４６．０４６５５：標準熱量（メガジュール）

ウ ０．９２９：ガス量換算係数

エ ０．７：変動緩和措置係数

（３）（１）に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、次のとおりといたします。

①基準平均原料価格（１トン当たり） ９０，３９０円（ＬＮＧについて、財務省が関税法（昭和２９年法律第６１号）第１０２条第３項の規定により公表する貿易に関する統計（以下「貿易統計」といいます。）による令和６年１０月から令和７年９月までの価格）

②平均原料価格（１トン当たり） 別表の１（４）に規定する各３箇月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し、１０円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算式）平均原料価格＝１トン当たりＬＮＧ平均価格

（備考）市は、１トン当たりＬＮＧ平均価格を公表するものとします。

（３）原料価格変動額 次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算式）

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき。

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき。

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．需給契約の精算額

この選択約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額及び契約最大需要月超過精算額とし、本市は、当該精算額を、原則として、当該それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（１）、（２）及び（４）が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１）最大時間流量倍率未達精算額

使用者の契約期間の実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、契約最大時間流量の６００倍（小数点以下切り捨て）未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定

する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

最大時間流量倍率未達精算額

$$= (\text{契約最大時間流量の600倍に相当する年間使用量} - \text{実績年間使用量}) \times (\text{基準単位料金} \times 3)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）に基づき算定される早収料金総額の 103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（２）年間負荷率未達精算額

使用者の実績年間負荷率〔（年間の 1 か月あたり平均実績使用量／最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量）× 100をいいます。〕が50パーセント未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

年間負荷率未達精算額

$$= (\text{負荷率50パーセントに相当する年間使用量} - \text{実績年間使用量}) \times (\text{基準単位料金} \times 3)$$

なお、この未達精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量に小売約款に基づき算定される早収料金総額の 103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）をこえない範囲で算定するものといたします。

（備 考）

負荷率50パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に0.50を乗じ、その量を12倍した量といたします。

（３）契約年間引取量未達精算額

本市は、使用者の年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

契約年間引取量未達精算額

$$= (\text{契約年間引取量} - \text{実績年間使用量}) \times \text{基準単位料金}$$

（４）契約最大需要月使用量超過精算額

使用者の契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量（以下「実績最大需要月使用量」といいます。）が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、10.

（１）を適用する場合を除きます。

契約最大需要月使用量超過精算額

$$= \{ (\text{実績最大需要月使用量}) - (\text{契約最大需要月使用量} \times 1.05) \}$$

$\times \{ (\text{最大需要月基本料金単価相当額} \times 1.1) \times 1.2 \}$

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

10. 契約最大需要月使用量超過時の取り扱い

- (1) 契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。
- (2) 本市は、次のいずれかの場合には（1）の規定を適用いたしません。
 - ① 契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合
 - ② 本市がやむをえないと判断した場合

11. 名義の変更

使用者または本市が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、使用者または本市はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものいたします。

12. 契約の変更または解消

- (1) 使用者のガス使用計画に変更がある場合、もしくはこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものいたします。
- (2) 本市に契約違反があった場合は、使用者の申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解消することができるものとします。
- (3) 使用者に契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含む。）には、本市はこの選択約款にもとづく契約を解消することができるものいたします。
- (4) この選択約款にもとづく契約が解消された場合、本市はその解消の日の翌日に使用者から小売約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

13. 契約の変更または解消に伴う契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって、契約変更月または解消の日が属する月以前に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各精算額算定式のうち「1.2」とあるのを「契約開始の日が属する月から解消の日が属する月までの月数」として各精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

ただし、次の場合は契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算を行いません。

- ① 1.2（1）の規定による契約の変更または解消であって本市がやむをえないと判断しない場合
- ② 1.2（3）の規定による契約解消の場合

14. 契約の解消に伴う契約中途解消精算額

(1) 本市は、契約期間中において生じた契約の解消が、次の①または②の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解消精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

① 12 (1) の規定による契約の解消であって本市がやむをえないと判断した場合

② 12 (2) の規定による契約解消の場合

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、本市は契約解消の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

契約中途解消精算額

＝ (1 か月あたりの基本料金相当額) × (解消の日の属する月の翌月から契約終了月までの残存月数)

(3) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大時間流量、契約最大需要期使用量をそれまでの契約量から減少する新たな契約を締結する場合または新に他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、本市は解約の日の属する月に、次の算式によって算定される契約中途解消精算額を申し受けます。

契約中途解消精算額

＝ { (前契約の1か月あたり基本料金) － (新契約1か月あたりの基本料金) }
× (解消の日の属する月の翌月から前契約の終了月までの残存月数)

15. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、本市は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる本市負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

16. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本
料金割引額 = 定額基本
料金 × $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$

(2) 流量基本
料金割引額 = 流量基本
料金単価 × 契約最大
時間流量 × $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$

(3) 最大需要月
基本料金
割引額 = 最大需要月
基本料金単価 × 契約最大需要月
使用量 × $\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}}$ × $\frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$

17. その他

その他の事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

(実施期日)

- 1 この選択約款は、令和８年９月１日から実施いたします。

(経過措置)

- 2 この選択約款別表の規定は、令和８年１０月１日以後行う検針により算定したガスの使用量に係る料金について適用し、同日前に行う検針により算定したガスの使用量に係る料金については、令和５年４月１日実施の選択約款の例によるものとします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金及び最大需要月基本料金の合計といたします。

流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額とします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

ア 料金算定期間の末日が1月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

イ 料金算定期間の末日が2月1日から同月28日(うるう年は同月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ウ 料金算定期間の末日が3月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

エ 料金算定期間の末日が4月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

オ 料金算定期間の末日が5月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

カ 料金算定期間の末日が6月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

キ 料金算定期間の末日が7月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ク 料金算定期間の末日が8月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

ケ 料金算定期間の末日が9月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

コ 料金算定期間の末日が10月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

サ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

シ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額 = 料金×消費税率÷(1+消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

2. 料金表(消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1か月につき

52,250.00円

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき 7 2 6 . 0 0 円

(3) 最大需要月基本料金

1 立方メートルにつき 1 2 . 7 6 0 円

(4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 1 0 0 . 1 4 2 円

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。